

第11章 行政体制の整備・情報政策の推進

第1節 独立行政法人に関する取組み

1 無駄削減に向けた取組みの実施

厚生労働省では、所管する事務・事業や独立行政法人、特例民法法人（従来の公益法人）等の事業などの在り方について見直すなど、無駄削減に向けた取組みを進めてきた。

これまでに実施した行政事業レビュー等により、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度まで計2兆600億円の削減を行った。

（内訳：2010年度▲6,500億円、2011（平成23）年度▲5,500億円、2012（平成24）年度▲2,500億円、2013（平成25）年度▲4,800億円、2014年度▲1,300億円）

今後も、継続的に改革に取り組むこととしている。

2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2015（平成27）年4月1日現在20法人（他省との共管法人2法人を含む。）となっている。

（1）独立行政法人改革の推進

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から、これまで様々な取組みが進められているが、2013（平成25）年12月24日に独立行政法人の制度や組織等を見直すことを内容とする「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定された。これを踏まえ、業務の特性を踏まえた法人の分類、PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築等の内容を盛り込んだ独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）及び当該法律の施行に伴う整備法（平成26年法律第67号）が第186回国会において成立し、2015（平成27）年4月1日に施行された。

厚生労働省所管の独立行政法人については、第186回国会に提出・成立した、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年法律第38号）により、2015年4月1日から、独立行政法人医薬基盤研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所が統合され、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が発足した。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の内容を踏まえた、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案を第189回国会に提出し、2015年4月24日に成立、5月7日に公布されており、独立行政法人の組織等の見直しを行うこととしている。

※独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の主な内容

【（独）労働安全衛生総合研究所及び（独）労働者健康福祉機構】

- ・両法人を統合し、「（独）労働者健康安全機構」とする。
- ・化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）を、新法人の業務と

する。

【(独) 勤労者退職金共済機構】

- ・資産運用委員会の設置等による資産運用のリスク管理体制を強化する。

【(独) 福祉医療機構】

- ・福祉貸付事業及び医療貸付事業に対し、金融庁検査を導入する。
- ・回収した年金住宅融資等債権の元本部分について、年複数回、定期的に国庫納付する。

【(独) 労働政策研究・研修機構】

- ・理事数を削減する（3人以内→2人以内）。

【年金積立金管理運用（独）】

- ・年金積立金の管理及び運用の業務の体制強化のため、運用担当理事1名を法定の役員として追加する。
- ・法律上の主たる事務所の所在地を神奈川県から東京都とする。

（2）中期目標期間終了時の見直し

独立行政法人においては、3年から5年までの定められた期間（中期目標期間）の終了時に、組織体制や業務全般の見直しが行われることになっているが、2014（平成26）年度中に中期目標期間が終了する以下の独立行政法人について、次のとおり見直しを行うこととした。

【国立高度専門医療研究センター6法人】

- ・その時々の政策課題により柔軟に対応できるよう、組織の在り方について、次期中長期目標期間の可能な限り早期に検討を行い、結論を得る。
- ・高度かつ専門的な新しい治療法の研究開発など各法人の果たすべき役割を、次期中長期目標に具体的かつ明確に記載し、法人として取り組むべき研究開発に重点化する。

【(独) 国立健康・栄養研究所及び（独）医薬基盤研究所】

- ・研究開発成果の最大化と、統合効果発揮の観点から、両研究所の研究部門の横断的再編、研究ユニットの機動的再編や研究課題に応じた柔軟な研究員の配置の仕組みを構築する。

【年金積立金管理運用（独）】

- ・高度で専門的な人材の確保と、その活用を図るとともに、これらの人材の法人に対する貢献を適切に評価するためのシステムを構築・導入する。

第2節 広報体制の充実

1 新しい情報発信手段の活用

従来の報道発表資料等による情報発信に加え、国民の幅広い層にイベントや会議の案内、新制度の情報等をお知らせするため、ツイッター、YouTube等の新しい情報発信手段を活用している。

ツイッターについては、2010（平成22）年9月に開始し、約24万のフォロワー（閲

観者）を持ち、月平均約42件ツイート（投稿）している。

YouTubeについては、約760本の動画を配信し、これまで延べ537万回の再生回数を数えている。

第3節 情報化の推進

1 情報化の推進

厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組みなど、多くの課題に直面している。こうした課題に対して、発展著しいIT技術を活用して解決を図れないかという問題意識の下、厚生労働省としては、医療・健康・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、2013（平成25）年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」なども踏まえつつ、引き続き、情報政策の推進による改革に取り組んでいくこととしている。

2 情報化の推進に向けた主な取組み

（1）厚生労働分野におけるIT利活用の促進

① 医療・健康・介護分野等の情報化

ICT（情報通信技術）の発展を受け、政府としては、2001（平成13）年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を設置して以来、高度なIT利活用社会の実現に向けた議論を続けてきており、2013（平成25）年6月には「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定された。

健康・医療・介護分野においても、ICTが課題解決のためのツールと適切に応用されれば、社会資源を有効に活用し、より質の高いサービス提供の実現に資することができるものと期待されることから、厚生労働省としては、2014（平成26）年3月に「健康・医療・介護分野におけるICT化推進ビジョン」を発表した。

本ビジョンでは、社会一丸となって情報共有や情報利活用の高度化を進め、医療・介護の質向上や国民の健康づくりを推進すること、ICTが生み出す利益を最大限国民に還元すること、国民や医療機関等がメリットを実感でき、かつ、社会保障制度改革の方向性を踏まえる形で、ICT化を推進することの3点を基本的視点として、次の2つの取組みを行う方向性を示している。

1点目は、医療情報連携ネットワークの普及促進による医療の質の向上と効率化の実現である。これは、地域の医療機関や介護事業所の連携による患者・利用者の状態にあった質の高い医療・介護サービスを提供することが重要となっていることを踏まえ、迅速かつ適切な患者・利用者情報の共有に向けて、ICTを活用しようとするものである。具体的には、目指すべきネットワークモデルの確立・普及や、在宅医療・介護を含めた標準規格の策定・普及、クラウド技術の活用等による費用低廉化方策の確立、個人による疾病・健康管理の推進、遠隔医療の推進に取り組むこととしている。

2点目は、医療等分野の様々な側面におけるデータ分析と利活用の高度化の推進である。今後の医療・介護政策においては、エビデンスに基づく効果的な施策立案、医療技術の向

上、医学研究の推進が不可欠であり、医療や介護のレセプト情報等の利活用の促進、データヘルスの推進、医療の質向上や研究開発促進へのデータの応用に取り組むこととしている。具体的には、レセプトや特定健診情報の全国規模のデータベースを活用した分析・研究の推進、保険者等によるデータに基づく保健指導や健康づくり、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護・医療関連情報を広く共有するためのシステム構築（「見える化」）などの取組みを進めている。

以上に基づき、我が国の社会保障制度を持続可能なものとしていくため、ICTを、自己目的化することなく効率的に活用する取組みを、今後とも推進していくこととしている。

このほか、福祉分野においては、障害者等の自立支援や福祉サービスの質の向上を図るため、ICTを活用した支援機器等の開発、在宅就労の支援に取り組んでおり、関連する国家資格に係る養成課程におけるICT・情報教育の導入等の検討に取り組むこととしている。

2 就労・労働分野の情報化

就労・労働分野においては、ハローワークインターネットサービスにおいて、全国のハローワークで受理した求人情報のほか、ハローワークの利用方法等、求職者や事業主に役立つ情報を提供している。

事業主がハローワークに対して行う雇用保険関係手続についてもオンライン申請を行うことが可能となっている。2011（平成23）年11月からは、新たに「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の受付を開始するなどの利便性向上により活用促進に取り組んでいる。

また、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して容易に求人情報を入手することができる官民連携した雇用情報システム「しごと情報ネット」について、求職者マイページ・メール配信サービスを行う等、利用者サービスの向上を引き続き図っている。

さらに、ハローワークを利用したことがない方も含めて、新規大学卒業者等に対して、就職活動に役立つ様々なイベントの情報や新規学卒者等を募集する企業の求人情報等をインターネットにより提供する「大卒等就職情報WEB提供サービス」も行っている。

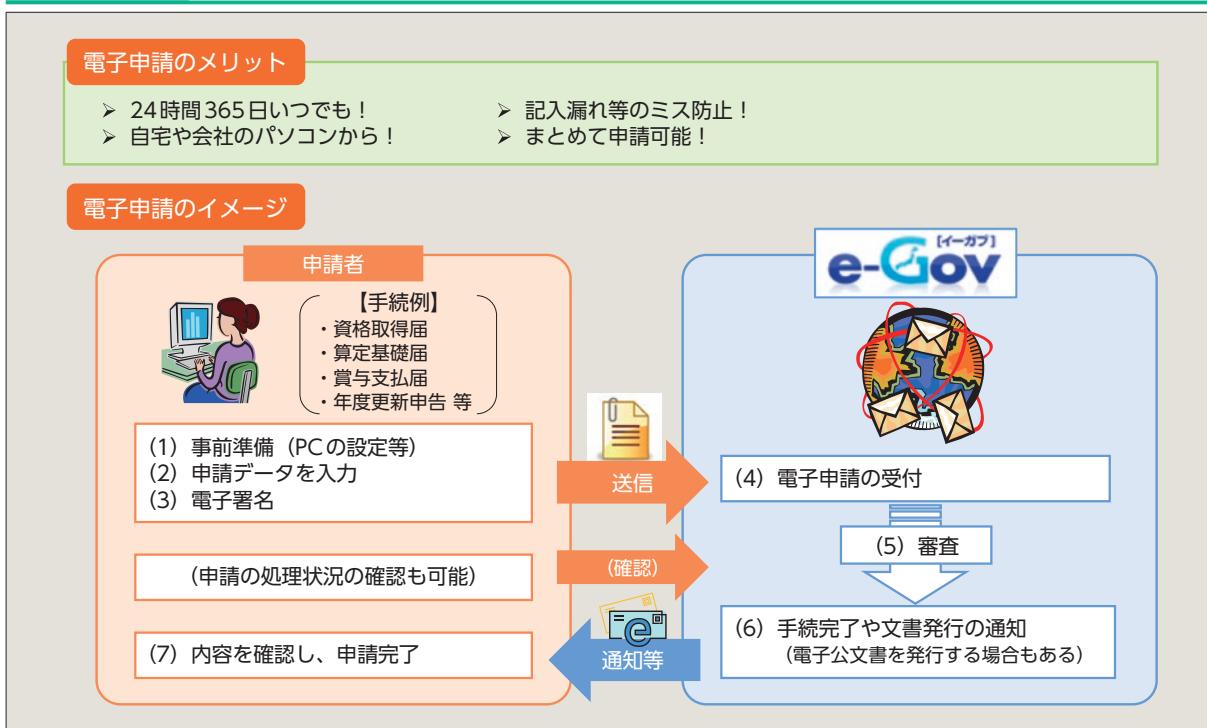
3 「社会保障・税番号制度」の導入

社会保障と税の一體改革の一環として、社会保障制度や税制の公平性・透明性・効率性を高めるために必要な情報連携基盤を整備するという観点から社会保障・税番号制度の検討が進められ、2013（平成25）年5月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立した。厚生労働分野においては、年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険の各分野における手続が対象となっており、これらの手続において、国民一人ひとりに付番されるマイナンバーを活用して安全かつ迅速に情報の連携を行うことで、所得証明書等の添付書類の省略や給付調整事務の効率化等のメリットが期待されている。施行時期としては、2015（平成27）年10月に住民へのマイナンバーの指定・通知、2016（平成28）年1月に行政機関等におけるマイナンバーの利用開始、2017（平成29）年1月に国の機関間の連携開始、2017年7月に地方公共団体との連携開始を予定している。

(2) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

社会保険・労働保険分野等の行政手続については、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」のホームページから、オンライン申請が可能となっている（図表11-3-1）。

図表11-3-1 電子政府の概要



オンライン申請については、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき「厚生労働省改善取組計画」を策定し、オンライン手続に係る更なる負担軽減、処理の迅速化等を図るための改善事項や評価指標を定めて、計画的に取り組むこととしている。

また、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、情報システムの統廃合、クラウド化等の政府全体を通じた業務・システム改革の推進に取り組んでいる。

日本年金機構では、2011（平成23）年2月からいつでもご自身の年金記録を確認できる「ねんきんネット」のサービスを開始している。「ねんきんネット」では、自分の人生設計に合わせた働き方などの条件を設定して年金見込額を試算できる機能や、持ち主不明の年金記録を検索できる機能等に加え、年金の届書を作成する機能やスマートフォンへの対応など、更なるサービスの拡充を進めている。

3 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日全面施行）の施行に伴い、厚生労働行政の分野においても、その分野の実情に応じたガイドライン等を策定している。

2006（平成18）年2月には、政府として、法律に対する誤解等に起因するいわゆる「過剰反応」等に対して、法の解釈や運用基準を明確化し、ガイドライン等を必要に応じて見直し、民間事業者等へ周知徹底等の取組みを連携して推進すること「個人情報保護関

係省庁連絡会議申合せ」(2006年2月28日)とされたことを受けて、同年4月には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の見直しを行った。

また、診療記録の開示も含めた診療情報の提供については、患者と医療従事者とのより良い信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上等の観点から積極的に推進することが求められている。医療機関による診療情報の提供について不適切な事例が見受けられるため、2010（平成22）年9月に、医療機関の保有する個人情報の開示等に当たって、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないよう、開示等を求める理由を尋ねることは不適切であることをガイドライン上に具体的に明示した。そのほか、2013（平成25）年10月には、モバイル端末の普及や外部保存の進展に鑑み、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改正を行った。

今後も引き続き、個人情報の保護と利活用のバランスが図られるよう、必要な措置の検討を行っていくこととしている。

図表11-3-2 個人情報の保護に係るガイドライン等^{*1}

分野	案 件
医学研究	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示改定）（平成25年2月8日全部改正）
	疫学研究に関する倫理指針（平成19年8月16日告示改定）（平成25年4月1日一部改正）
	遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年12月28日告示改定）（平成20年12月1日一部改正）
	臨床研究に関する倫理指針（平成16年12月28日告示改定）（平成20年7月31日全部改正）
医療	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通達）（平成22年9月17日一部改正）
	健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
	国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日通達）
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月31日通達）（平成25年10月10日一部改正）
	国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年9月15日通達）
雇用管理	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年7月1日告示）（平成24年5月14日全部改正）
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成16年10月29日通達）（平成24年6月11日改正）
福祉	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年3月29日通達）
職業紹介等・労働者派遣	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成16年11月4日告示改定）（平成24年9月10日一部改正）
	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成16年11月4日改正）（平成24年8月10日一部改正）
労働組合	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン（平成17年3月25日告示）（平成24年8月23日全部改正）
企業年金	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて（平成16年10月1日通達）

第4節 行政機関における情報公開・個人情報保護等の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成

*1 「個人情報の保護に係るガイドライン等」は、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>

13) 年4月1日施行) は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることが出来る権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型 (①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報) に該当するもの以外の情報を開示している。

2013(平成25)年4月から2014(平成26)年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は13,705件であり、この受付件数は全省庁で3番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の关心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定等件数は11,428件(取下げが902件)であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書について全部を開示する決定がされた件数は2,765件、一部を開示する決定がされた件数は8,240件、不開示の決定がされた件数は423件であった。

2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(行政機関個人情報保護法)(2005(平成17)年4月1日施行)は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型 (①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報) に該当するもの以外の情報を開示している。

2013(平成25)年4月から2014(平成26)年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は5,298件、訂正請求件数は5件、利用停止請求件数は3件であった。開示請求件数は全省庁で3番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は5,171件(取下げが77件)であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報について全部を開示する決定がされた件数は1,431件、一部を開示する決定がされた件数は3,574件、不開示の決定がされた件数は166件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006(平成18)年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を

設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2013（平成25）年4月から2014（平成26）年3月までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の受理件数は3,966件であり、この受理件数は全行政機関の受理件数の96.7%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

4 「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009（平成21）年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめたものを公表しているところである。

昨年度の集計件数は124,654件（2014（平成26）年4月～2015（平成27）年3月集計分）となり多数のご意見、ご指摘等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである。

5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働省が担当する施策には、福祉、医療、年金、働く環境の整備や職業の安定など、国民生活に密着したものが多数ある。

厚生労働省では、これらの施策の企画・立案、実施に当たって、広く人々が日々の生活で、どのようなことを体験し、問題と感じ、また、それを解決するためにどうすべきと考えているのかを把握することが重要であることから、2001（平成13）年10月に「厚生労働行政モニター制度」を創設した。

厚生労働行政モニターは、毎年募集を行い、地域、職種などのバランスをとった上で450名の方々を選定し、厚生労働行政の各種施策についての意見などを書面で報告していただく随時報告のほか、全国各地でモニター会議を開催し参加された方から直接ご意見をいただいている。

随時報告については、すべて省内関係部局に配布し、今後における施策の企画・立案並びに実施のための貴重な参考資料としている。

また、当省ホームページにて、主な随時報告の内容に対する厚生労働省の考え方を掲載している^{*2}。

モニターの方々から、日々寄せられる報告のほか、2014（平成26）年度においては、厚生労働行政に関するアンケートなどを行い、そのご意見を参考としながら、各種施策の設計などを行った。

モニター会議については、2014年が、9月24日（長野県長野市、7名参加、子育て・年金）、10月30日（秋田県秋田市、7名参加、医療・高齢者雇用）、11月28日（岐阜県岐阜市、6名参加、介護・食品安全）、12月17日（兵庫県神戸市、7名参加、健康づくり・子育て）、2015（平成27）年が、1月30日（福岡県博多市、8名参加、障害者福祉・介護）、2月20日（広島県東広島市、9名参加、医療・生活保護）で開催し、それぞれの

*2 「随時報告に対する厚生労働省の考え方」は、
http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/gyousei_monitor/kangaekata_h25.html

テーマについて意見交換を行った。

第5節 政策評価などの取組み

1 政策評価の取組み

厚生労働省における2014（平成26）年度の政策評価については、2012（平成24）年度から2016（平成28）年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」に基づき実施しているところである。

基本計画では、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する説明責任の徹底に資する見地から目標管理型の政策評価を推進するとの政府全体の方針を踏まえ、政府評価と行政事業レビューとの連携の確保などを盛り込んでいる。

2014年度は、事前評価として①個別公共事業（事業採択時）29件、②個別研究事業51件、③規制の新設・改廃に係る政策29件、④租税特別措置19件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施し、事後評価として①厚生労働行政全般にわたる施策（12の基本目標及び72の施策目標からなる政策体系）のうち14件に関して実績評価方式により、②重要施策6件に関して総合評価方式により、③個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中のもの）39件、④個別研究事業430件、⑤新規事業の事前評価を実施した事業のうち事業開始から3年を経過したもの7件、⑥成果重視事業1件、⑦租税特別措置4件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

これらの評価結果については、作成後順次公表している^{*3}。

2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省独立行政法人評価委員会では、2014（平成26）年度においては所管する21法人（共管法人2法人を含む。）について充実した評価を行うため、委員会の下に八つの部会を設け、各部会が担当法人を分担して、各事業年度の業務実績の評価などが行われている。

2014年度は、同委員会において共管法人2法人を除く19法人の2013（平成25）年度の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されるとともに、2013年度に中期目標期間が終了した独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構（旧独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構）の中期目標期間全体の業務実績の評価結果が取りまとめられ、公表されたところである。

また、2014年度に中期目標期間が終了する独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所（両法人は統合され、2015（平成27）年4月より国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所として発足）、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政

^{*3} 「政策評価に関する計画／結果」は、
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>

法人国立成育医療研究センター並びに独立行政法人国立長寿医療研究センターの中期目標期間終了時の見直し等について審議が行われた（第11章第1節2（2）参照）。

なお、第186回国会において独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）が成立し、2015年4月1日の施行に伴い、主務大臣の下でのPDCAサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行うこととなる。

3 アフターサービスの推進

アフターサービス推進室の活動状況

アフターサービス推進室は、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能しているかどうか、国民の目線から調査・分析し、改善に結び付けることを目的として2010（平成22）年9月に民間出身者を主たる構成員として設置された。

同室は国民、現場職員、専門家に対するヒアリング、各種資料やデータの分析を通じての調査・分析を行い、これまでに21件の調査を実施した（**図表11-5-1**）。改善提案等を行った事項については、国民生活の改善に役立つよう、関係部局で推進が図られている。

図表 11-5-1 これまでの活動内容

調査案件		(平成 27 年 3 月末現在) 改善提案等
1	女性医師の離職防止、復職支援業務の改善提案	女性医師に関し、離職者の探索などを内容とするなどの改善提案を平成 23 年 3 月に行った。
2	障害者雇用情報 HP 改善	障害者のための雇用支援のホームページを見やすくすることを内容とする改善提案を平成 23 年 3 月に行った。
3	「退所児童等アフターケア事業」の推進に向けて —先行事例の実態調査に基づく提案—	所管課から各自治体へ調査結果を情報提供するなどを内容とする改善提案を平成 23 年 6 月に行った。
4	日本年金機構年金事務所フロントサービスの改善	年金事務所の待ち時間を短縮するなどを内容とする改善提案を平成 23 年 6 月に行った。
5	年金支払サービスの向上	還付金の支払を早くするなどを内容とする改善提案を平成 23 年 9 月に行った。
6	労働基準行政の実態調査	労働局・労働基準監督署の案内表示を見やすくすることを内容とする改善提案を平成 23 年 9 月に行った。
7	仕事、住まい、生活に関するきめ細かな相談支援を実施するため —「(本人記録用) SOS 窓口一覧」活用の提案—	各ハローワークなどで活用してもらうリーフレットの改善提案を平成 23 年 12 月に行った。
8	健康診査・保健指導による生活習慣病予防対策 —先進事例についての調査—	健康診査・保健指導によって生活習慣病予防対策として成果を上げているケースについて調査し、平成 24 年 4 月に先進事例として紹介した。
9	HIV / エイズ予防・支援活動を担っている NGO の実態調査	HIV / エイズ予防・支援活動では行政と NGO などとの連携が重要である。首都圏、名古屋、大阪地区等の大都市にある NGO などを調査し、平成 24 年 7 月に行政と NGO 間の連携の活動状況を紹介した。
10	厚生労働省の東日本大震災対応にかかる調査	東日本大震災に関し、被災後の厚生労働省の初期対応の検証が求められる 6 分野を中心に調査し、平成 24 年 7 月に今後の緊急事態に速やかに対応できるよう課題・反省点を踏まえた今後の対応について報告書にとりまとめた。
11	子どもを守る地域ネットワーク（「要保護児童対策地域協議会」）の強化の推進に向けた調査	虐待を受けるなど見守りが必要な子どもたちを守るためにネットワーク（子どもを守る地域ネットワーク）がほぼ全ての区市町村に設置されている。 このネットワークが関係機関と連携し、求められている役割をより効果的に果たすことができるよう、事例の収集を通じ、取り組み促進の提案を平成 24 年 12 月に行った。
12	お薬手帳の電子化にかかる調査	お薬手帳は、東日本大震災でもその有効性が証明されているが、その紙版の普及状況及び電子版の推進状況を調査し、普及促進を図る上での提案を平成 25 年 1 月に行った。
13	職業訓練事例調査 —就職率向上支援に向けた調査—	公共職業訓練には、都道府県により民間委託されているコースがある。 より質の高い職業訓練を確保し、就職率の向上支援を目的に、これらのうち、取組が熱心である職業訓練施設の工夫事例等を平成 25 年 4 月に紹介した。
14	第三者行為による健康保険等の利用状況調査	第三者行為による傷病の場合の健康保険の利用を促進するため、①関係部局から第三者行為による傷病の場合でも健康保険等が利用できる旨改めて周知を図るとともに、②手続きし易くするため関係部局と協働し、「第三者行為による傷病届」の様式の簡易化・統一化について関係機関へ協力要請を行った。
15	日本年金機構年金事務所フロントサービス改善のフォローアップ調査	平成 23 年 6 月に改善提案した日本年金機構年金事務所のフロントサービスに関し、フォローアップ調査を実施し、改善状況を確認するとともに、取組状況を平成 25 年 9 月に報告書にとりまとめた。
16	シルバー人材センター事例調査 —高年齢者の就業機会の確保に向けた調査—	高年齢者の生きがいの充実と就業機会の確保・地域の活性化に努めているシルバー人材センターを調査し、その取組状況等について、平成 25 年 12 月に報告書にとりまとめた。
17	家庭的保育に関する調査	家庭的保育者の確保を効果的に行っている地方自治体の取組事例を収集し、その結果を平成 26 年 3 月に報告書にとりまとめ、関係者に情報提供了した。
18	訪問看護事業所の事業運営に関する調査	訪問看護事業所の事業運営上の課題を調査し、関係部局に改善提案を行った。
19	健康づくりにかかる調査	住民の健康増進・社員の健康づくりに取り組んでいる企業、地方自治体を調査し、特定健診受診率の向上や医療費削減等効果のある取組みを収集し、その結果をとりまとめた。
20	保育士・保育所支援センターの取組事例に関わる調査 —保育士人材の確保を目指して—	保育士・保育所支援センターにおける保育士の職場復帰支援にかかる取組事例を収集し、その結果をとりまとめ、改善提案も行った。
21	生活困窮者自立支援法の施行に向けて —6自治体の取組—	生活困窮者自立支援モデル事業に取り組んでいる地方自治体と事業関係者を取材し、取組事例をとりまとめた。